

第 1 回運営委員会における委員からのコメントと対応方針(案)

第1回運営委員会におけるコメントとその対応方針(案)を、下表に整理する。

表 1 第 1 回運営委員会におけるコメントとその対応方針 (案)

No	第 1 回運営委員会における委員コメント	対応方針 (案)
1	<p><フォローアップアンケートの取扱いについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップの結果は環境省のホームページでも公開されているか。(河村委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・過年度のフォローアップアンケートでは、調査を行う際に一般公開までの許可を得ていなかったため公開していなかった。次年度以降は公開の許可を取れた事項に関して一般にも公開していくこととしたい。
2	<p><ロゴマークの交付について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料中にロゴマークと実証報告書を渡さないと書いてあるが、「渡さない」ではなく「対象としない」等、もう少し明確に表現したほうが良い。文章にはきちんと書き込まれておかなければならない。今年度は文章を整理し始めておいたほうが良い。(小林委員) ・少なくとも環境技術開発者のほうで取り下げができるという記憶だが、実証している方がやめたほうがよいといえたかどうか。入口のところ、技術委員会のところで suggestion されれば一番円満な形になる。それを強制するかどうか考えてほしい。(藤田座長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者側からの取り下げについては、平成 30 年度実証事業実施要領改定案に以下のとおり規定している。 「実証申請者は、申請した技術の性能に対して著しく低い結果が出た場合は、申請を取り下げることができる。」 ・マイナスの効果しかもたない技術に対してロゴマークを交付しないことについては、環境技術の定義として以下を規定しており、環境技術に該当しないという理由で交付を行わないこととしたい。 「従来の技術と比べて環境の改善効果又は保全効果をもたらす技術又は環境に関し測定する技術」 ・なお、内規として環境技術であることの判断の目安(案)を作成している。 <p>←資料 7-4 でご議論頂きたい</p>
3	<p><既存データを活用する際の公平性について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証機関にデータがなくこれから実証するというのは問題ない。仮に実証機関になるべきところをお願いして、申請を出してくる、そのときはそのデータを使わないか、別の機関をお願いして計測するなりしないことには矛盾が生ずる。利害関係者云々ではない。機関自体が利害関係者になっている。(小林委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実証機関の選定の際には、公平性・公正性の観点から問題がないこと(実証試験の運用等の各手続きにおいて、特定の実証申請者等との利害関係が影響を及ぼすおそれがないこと、等)を確認しており、実証機関が過去に試験を行ったデータも活用できることとしたい。なお、実証機関が予め取得していたデータと実証を行うにあたり取得するデータに差はないと考えられ、ISO14034 上においても関連する規定は定められていない。

No	第1回運営委員会における委員コメント	対応方針（案）
4	<p><ISO研修の扱いについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO研修会がオープンにならないと、実証機関候補はますます手を上げられなくなってしまうと思う。（藤田座長） ・ISO17025に対応させようとするのはしばらく難しいと思う。当面の運用は、少なくとも産業環境管理協会が提供するものはオープンにして、実務的なことも行って、ISO17020・17025に対応しているという形を対外的に表明していかなくてはならない。チェックリストだけの対応は不十分であり、第三者が担保しているという枠組みを見せていかないといけない。（小林委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度からは、ISO研修を内部的なものではなく、広く受講者を募集する形としたい。なお、今年度1月に実施する「平成30年度の実証機関」募集においては、『ISO17020の認証を取得している』、もしくは『ISO研修を受講し、研修プログラムに沿った体制整備等に努めている』、もしくは『次年度のISO研修を受講し、研修プログラムに沿った体制整備等に努める』ことを参加条件としたい（資料8-1参照）。